

名鉄神宮前駅構内で発生した脅迫・暴行犯人隠避事件関連の経過

2006年 12月22日 (金)	午前8時23分ごろ、事件発生 愛知県熱田警察署神宮前交番に、被害届を提出 (被害受理番号：平成18年2174号)
12月27日 (水)	名古屋鉄道株式会社本社に、被害届および質問状を送付 (木下栄一郎・代表取締役社長ほか1名あて。第193-62-36955-2号書留内容証明郵便、12月28日配達完了)
2007年 1月16日 (火)	神宮前駅ホームでの現場検証を実施 暴行事件が発生した地点と、7000系車両使用列車の車掌室停止位置およびホーム上のカメラとの位置関係の写真撮影など (7000系は、暴行犯が乗って逃亡した列車に使用されていた車両の形式。前面展望タイプの客室構造のため、車掌室の位置が一般の車両と異なっている)
1月17日 (水)	名鉄本社から、回答書が到着 (1月16日付け普通郵便、企画管理部管理課長扱い) 問題の駅員の対応方については「落ち度はなかったと考えております」とし、鉄道施設内の治安保持に係る司法警察権の不行使に関する責任の所在を否定
1月19日 (金)	足立区役所主催の行政相談に、本事件に係る名鉄本社の対応方の問題を提起。 事案が総務省東京行政評価事務所行政相談課に送付される
1月21日 (日)	熱田警察署に、目撃者捜しと、神宮前駅の防犯ビデオに暴行犯が映っていなかったかなどの捜査状況を問い合わせる文書を、1月16日に撮影してきた写真と共に送付 (第9603-9474-4761号クロネコメール便、1月22日投函完了)
1月26日 (金)	東京・霞ヶ関(弁護士会館3階)の日本司法支援センター(法テラス)相談受付窓口を訪れ、本事件への対応方についての相談を申し込もうとしたところ、第二東京弁護士会 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル 法テラス相談受付窓口と堂々巡りのタライ回しをされ、相談を受けられずに終わるトラブルが発生 法テラスなどタライ回しに関与した機関の見解は、いずれも「面接や郵送での無料相談は受け付けられない、有料の法律相談を利用するか、経済的困窮者の場合は専用の電話相談窓口を利用していただくしかない、その電話回線が1回線しかないためつながりにくい(電話がつながるまでは相談を受けられない)のは、現状ではやむを得ない」というもの
1月29日 (月)	熱田警察署の刑事課長から電話。主な内容は以下の3点。 事件現場である神宮前駅ホーム上に目撃情報の提供を呼びかける看板を掲出するなどを、失念していたことについての陳謝 神宮前駅ホーム上のカメラはモニター用であって、防犯ビデオ録画を目的としたものではないとする捜査結果の報告 調書および犯人の似顔絵作成などのため、近日中に来署されたい旨の要請
2月1日 (木)	総務省東京行政評価事務所行政相談課から電話。これを受け、国土交通省中部運輸局に、名古屋鉄道株式会社への調査と関係者の処分を求める要請書を送付 (第101-21-43113-2号書留配達証明郵便、2月2日配達完了)
2月2日 (金)	総務省東京行政評価事務所行政相談課に、日本司法支援センター(法テラス)でのトラブルに係る調査を依頼する文書を送付

名鉄神宮前駅構内で発生した脅迫・暴行犯人隠避事件関連の経過

2007年 2月8日 (木)	愛知県熱田警察署で事情聴取、調書・似顔絵を作成 国土交通省中部運輸局鉄道部監理課課長補佐と面会し、事実経過と名鉄本社の対応方の問題点などを説明
3月19日 (月)	国土交通省中部運輸局鉄道部監理課に、回答を催促するFAXを送信
4月4日 (水)	国土交通省中部運輸局鉄道部監理課から、回答書が到着 (3月30日付け普通郵便) 神宮前駅駅員が事件発生後に対応を警察に引き継いだまでの事実経過を確認したに留まり、関係者の処分や再発防止策などについての言及は無し
4月10日 (火)	国土交通省中部運輸局鉄道部監理課に、再問い合わせ状をFAX送信 名鉄が、鉄道施設内の治安保持に係る、駅員の司法警察権の不行使に伴う責任の所在の否定を正当化するのを許さないよう、重ねて要請
4月23日 (月)	国土交通省中部運輸局鉄道部監理課から回答書が到着 (4月20日付け普通郵便) マナーの呼びかけの強化による再発防止を名鉄に指示した旨の内容
4月24日 (火)	愛知県熱田警察署長に、神宮前駅駅員ほか2名に対する告訴状を送付 (第104-23-86306-3号書留内容証明郵便、4月26日配達完了。容疑は犯人隠避、鉄道営業法違反ほか。熱田警察署からは2月8日の調書作成以降、更なる不明点の問い合わせその他の連絡は一切なし)
4月25日 (水)	総務省東京行政評価事務所行政相談課から回答書が到着 (4月24日付け普通郵便) 日本司法支援センター(法テラス)から「申し出の事案があったとすれば遺憾である」旨の回答があったとの報告のみ。法テラス側の回答部署・回答責任者名の記載、および過日受けられなかった相談を受け付ける旨の通知は無し
5月3日 (木)	熱田警察署から「告訴状なる文書について確認したいことがあるので電話されたい」旨の文書が到着 (5月1日付け、第453-47-61932-1号簡易書留郵便)
5月7日 (月)	国土交通省中部運輸局鉄道部監理課に、再問い合わせ状を送付 中部運輸局自身が、鉄道施設内の治安保持に係る施設管理者としての鉄道事業者の責任問題を、利用者のマナーの問題にすりかえていることへの疑問を提起。合わせて、マナー向上の呼びかけだけでは、それをいくら強化しても再発防止が図れないことは、過去の歴史的事実が証明していることとの矛盾などについての説明を要求 (第693-61-62116-2号配達記録郵便。回答期限に指定した6月10日までに、中部運輸局からの回答は無し)
5月8日 (火)	熱田警察署に、心身の不調(電話をかけようとして受話器を取ると、事件発生時のことが思い出されて「うつ」状態になったり、動悸が激しくなったりする)により電話をかけるのが困難なため、告訴状に係る不明点の問い合わせは郵便にてお願いしたい旨の文書を送付 (第9603-9475-0700号クロネコメール便、5月11日投函完了)
5月19日 (土)	熱田警察署刑事課長から、事務連絡が到着(第538-30-31163-6号配達記録郵便) 4月24日付け告訴状の項目・書式上の不備を指摘したうえで、告訴に係る調書を作成するため再度来署されたい、その打ち合わせなどのため電話連絡されたいとの要請

名鉄神宮前駅構内で発生した脅迫・暴行犯人隠避事件関連の経過

2007年 5月21日 (月)	熱田警察署刑事課長に、経済的理由などのため訪名せず告訴の手続きを完了できる方法を検討願いたい旨の要請と、告訴状の項目・書式上の不備を改めた再提出用の素案を送付 (第9790-3177-6866号クロネコメール便・速達、5月22日投函完了)
5月26日 (土)	熱田警察署刑事課長から、事務連絡が到着 (第538-30-31328-3号配達記録郵便) 5月21日付けで送付した再提出用の告訴状の素案に係る連絡
6月4日 (月)	告訴状を再提出 (第193-62-38364-4号書留配達証明郵便、6月5日配達完了)
6月9日 (土)	熱田警察署刑事課長から、事務連絡が到着 (第538-30-31458-0号配達記録郵便) 6月4日付けで送付した告訴状を受取り、捜査に着手する旨の連絡
6月10日 (日)	熱田警察署刑事課長に、6月4日付け告訴での鉄道営業法第24・25条の適用などに関する事務連絡を送付 (第9790-3178-2374号クロネコメール便・速達、6月11日投函完了)
6月20日 (水)	総務省東京行政評価事務所行政相談課に、5月7日付け問い合わせ状に対する国土交通省中部運輸局からの回答が未着であることについての調査を依頼 (第9603-9475-0781号クロネコメール便、6月24日投函完了)
7月5日 (木)	総務省東京行政評価事務所行政相談課から回答書が到着 (7月4日消印の普通郵便) 国土交通省中部運輸局鉄道部監理課から「あと1週間程度で回答できるかと思われるので、もう少し時間をいただきたい」旨の回答があったことの連絡
7月14日 (土)	国土交通省中部運輸局鉄道部監理課から回答書が到着 (7月11日付け普通郵便) 名古屋鉄道共々「マナーの呼びかけの強化により再発防止に努める(よう指導する)」との主張の繰り返しで、それ自体が事実と矛盾した論理の上に成り立っているとの半沢の指摘に対する回答(説明)は無し
7月15日 (日)	総務省東京行政評価事務所行政相談課に、国土交通省中部運輸局鉄道部監理課の担当者2名に対する適格審査の申し立てを行う (第9603-9475-0836号クロネコメール便、7月17日投函完了)
7月27日 (金)	熱田警察署刑事課長あてに、告訴に係る調書の作成のため再度訪名する日時等についての事務連絡を送付 (第693-61-62119-5号書留配達証明郵便、7月28日配達完了)
8月2日 (木)	熱田警察署刑事課長から、事務連絡が到着 (第541-18-14166-3号配達記録郵便) 7月27日付けで送付した事務連絡に係る返信。訪名日時の確認など
8月3日 (金)	総務省東京行政評価事務所行政相談課から回答書が到着。検察官適格審査制度に相当する国家公務員についての適格審査制度は存在しない旨の連絡 (8月1日消印の普通郵便)
8月9日 (木)	足立区役所主催の区民相談に本件事案を持ち込み、事案が法律相談に回される
8月16日 (木)	足立区役所主催の区民無料法律相談で、当番弁護士から「(相談時間が20分程度と限られている)無料で法律相談になじむ事案ではない、(有料の法律相談など)よそで相談してほしい」と門前払いされる

名鉄神宮前駅構内で発生した脅迫・暴行犯人隠避事件関連の経過

2007年 8月20日 (月)	愛知県熱田警察署で事情聴取、告訴に係る新たな調書を作成
9月4日 (火)	愛知県熱田警察署が、半沢が告訴した事件を名古屋地方検察庁に送致。送致番号は「熱田署263号」 (熱田警察署からの通知が、9月19日付け消印の第541-18-14920-1号配達記録郵便にて、9月20日に到着)
9月23日 (日)	名古屋地方検察庁へ「私が本件告訴を行った理由と、告訴を通して特に訴えたいこと」と題する上申書を送付 (第693-61-62132-4号配達記録郵便、9月25日配達完了)
10月10日 (水)	名古屋地方検察庁で事情聴取、事件発生時の状況を中心に説明
11月9日 (金)	名古屋地方検察庁で再び事情聴取、事件発生時の状況に係る供述調書を作成
12月21日 (金)	名古屋地方検察庁が、半沢が告訴した事件を不起訴処分とすることを決定 (名地検第10595号処分通知書が、12月22日に普通郵便で到着)
12月23日 (金)	名古屋地方検察庁へ「不起訴処分理由などについての問い合わせ」と題する質問状を送付(第502-59-52034-5号配達記録郵便、12月25日配達完了)
2008年 1月18日 (金)	名古屋地方検察庁で、不起訴処分の理由について説明を受ける 脅迫・暴行事件発生時の目撃証言がなかったことが不起訴処分とした理由の主因であったことと、神宮前駅事務室のモニター装置からビデオデッキその他の映像記録装置を取り外した痕跡がなかったかどうかの現場検証は行わなかったことなどが明らかにされる
1月24日 (木)	半沢が「名古屋鉄道(名鉄)神宮前駅構内で発生した脅迫・暴行犯人隠避事件の概要と、その本質」と題する総括の文書を作成
2月16日 (土)	名古屋検察審査会へ審査申立書を送付 神宮前駅ホーム上のカメラひいては防犯映像の問題に係る疑惑の真相解明(捜査のやり直し)に必要な、不起訴不当の議決を求める内容 (第693-61-62138-3号配達記録郵便、2月18日配達完了)
2月18日 (月)	名古屋第一検察審査会が、上記16日付けの審査申立てを受理 (事件番号・平成20年第3,4号。審査申立受理通知書は2月21日に普通郵便で到着)
9月11日 (木)	名古屋第一検察審査会が、上記の申立てについて、不起訴相当と議決。 半沢が指摘していた、神宮前駅ホーム上のカメラひいては防犯映像の問題に係る疑惑についての判断を示さないまま「明白な証拠がない本件においては、嫌疑が十分とは言えず...捜査が不十分であると認定することも困難」とした (議決の要旨は第635-22-11082-0号配達記録郵便にて9月14日に到着)
9月17日 (水)	名古屋第一検察審査会事務局に、議決結果で「捜査が不十分であると認定することも困難」と判断した理由の詳細を記した文書の交付を請求するなどの事務連絡を送付(第518-18-01070-5号配達記録郵便、9月18日配達完了)
9月25日 (木)	名古屋第一検察審査会が、半沢が請求した「捜査が不十分であると認定することも困難」と判断した理由の詳細を記した文書について「先に送付した『議決の要旨』以上に詳細を記した記録は存在しない」旨を回答 (回答書は速達郵便にて9月26日に到着)